



## 出席停止の期間の基準

第一種	治癒するまで
第二種	<p>感染症ごとに定められた出席停止期間の基準のとおり。  ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め  たときはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等  感染症を除く) …………… 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後  二日を経過するまで</li> <li>2. 百日咳 …………… 特有の咳が消失するまで、または五日間の  適正な抗菌薬療法が終了するまで</li> <li>3. 麻疹 …………… 解熱した後3日を経過するまで</li> <li>4. 流行性耳下腺炎 ……… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった  後五日を経過し、かつ、全身状態が良好とな  るまで</li> <li>5. 風疹 …………… 発疹が消失するまで</li> <li>6. 水痘 …………… すべての発疹が痂皮化するまで</li> <li>7. 咽頭結膜熱 …………… 主要症状が消退した後2日を経過するまで</li> <li>8. 結核 …………… 病状により学校医等において感染のおそれが  ないと認めるまで</li> <li>9. 髄膜炎菌性髄膜炎 ……… 病状により学校医等において感染のおそれが  ないと認めるまで</li> </ol>
第三種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで